# 第1章 環境配慮指針の趣旨及び内容

# 第1章 環境配慮指針の趣旨及び内容

### 1 環境配慮指針の趣旨

平成16年3月制定(4月施行)の「ふるさと石川の環境を守り育てる環境条例(以下、ふるさと環境条例という。)」に、あらゆる事業者が開発事業等を実施するにあたって、環境配慮に努めなければならない旨の規定を設け、県は促進措置を講ずることとしました。

その具体的方法として、本指針を作成し、容易かつ効果的に環境配慮ができるように、事業別に環境配慮事項を定めるとともに環境配慮の手順、環境配慮技術・事例、環境配慮チェックシートの記入方法等を示しました。

本指針を一層有効に活用していただくためには、各所管部局や各団体等において、事業の規模や種類に応じ、環境配慮項目の選択、環境配慮チェックシートの記入範囲を決めるなどして、実施可能な範囲で積極的に取り組む姿勢が大切です。

また、環境国際規格であるIS014001の登録や環境省が進めている環境活動評価 プログラム(エコアクション21)の届出をしている事業者にあっては、本指針の具 体的活用を環境目的や環境目標に組み込むことにより、開発事業等の環境配慮が 一層推進されることになります。

なお、本指針に基づき開発事業等の実施事例を積み重ね、環境配慮事項や環境 配慮技術の追加・修正を行うとともに、環境情報の蓄積や環境配慮チェックシス テムの充実等を今後図って行く必要があると考えます。

いずれにしましても、本指針が、県だけでなく、各市町や民間でも活用されることにより、開発事業等に対する環境配慮の輪が県内全体に広がり、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会の構築に寄与することを目指しています。

## 2 環境配慮指針の内容

開発事業等の実施にあたっては、計画、設計、工事の全ての段階において、実 行可能な範囲で環境への影響を最小限にする努力が必要です。(図1参照)

このため、図2に示す環境配慮の手順にしたがい、次のとおり環境の配慮を進めることとします。

#### (1) 環境配慮指針の対象事業

本指針の対象事業は基本的には全ての開発事業等です。

ただし、開発事業等の環境配慮を実行可能な範囲で効率的に運用していくためには、各所管部局や各団体等において、運用要領等を定め、開発事業等の規模や種類等に応じ、事業・環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの記入範囲、評価方法等を決める必要があります。

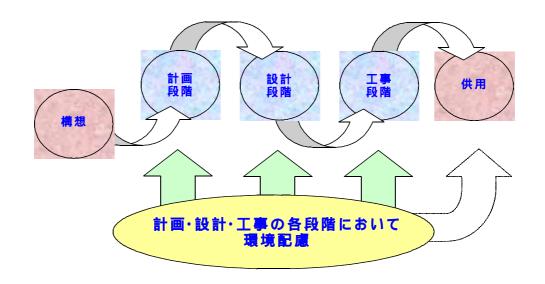


図1 開発事業等の環境配慮を行う段階

注1)開発事業等:土地の形状の変更や工作物の新設等を行う事業をいう。

注 2 )計画段階:開発事業等における場所又は路線、規模、基本構造及び施設配置等

を決定する段階で、事業の概略設計等を行う段階をいう。

注3)設計段階:開発事業等における詳細設計等を行う段階をいう。

注4)工事段階:開発事業等における工事発注又は工事を行う段階をいう(変更・修繕

工事等管理段階での工事も含む)。

#### (2) 事業特性・環境特性の把握

計画段階において、事業特性の把握や事業実施区域等の環境特性を把握し、事業・環境特性把握シートに内容を記入することとします。なお、設計段階や工事段階においては計画段階等から引き継ぐことにより、全部又は一部を省略できます。(表1、図2参照)

#### (3) 環境配慮事項の抽出及び具体的方策の検討

(2)で把握した事業・環境特性を踏まえ、環境配慮事項を抽出するとともに、環境配慮を行うための具体的方策を検討し、事業別環境配慮チェックシートに内容を記入します。

なお、計画段階における環境配慮の検討にあたっては、環境影響の回避を最優先とします。回避が難しい場合は環境影響の低減を検討し、環境への影響が避けられない場合にのみ、代償措置の検討を行うこととします(図3参照)。

#### (4) 環境配慮の実施

事業の実施にあたり、(3)で作成した事業別環境配慮チェックシートにしたがい、 環境配慮を行います。その際、環境配慮の着実な実施や環境配慮の追加実施に努 めることとします。

#### (5) 事後評価

計画段階、設計段階、工事段階ごとに環境配慮を行った結果を事業別環境配慮チェックシートに内容を記入し、事後評価します。

また、計画段階や設計段階の場合、次の段階で検討すべき環境配慮事項を引き継ぎ、よりよい環境配慮の取り組みが進むよう継続的に考えていくこととします。

# 環境配慮の手順

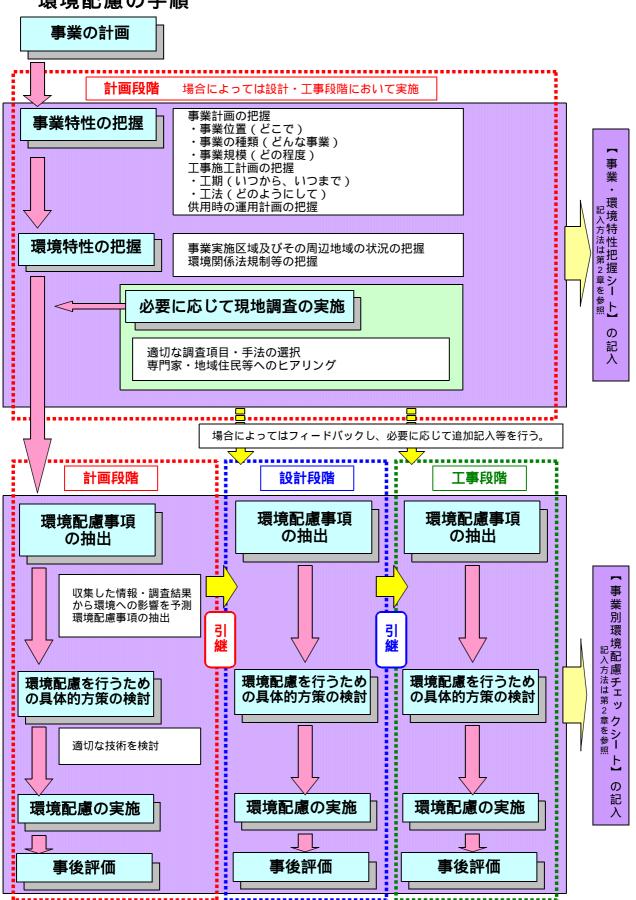


図2 環境配慮の手順

# 環境特性把握事項

表1 環境特性把握事項

環境要素の区分	環	境	特	性	把	握	事	項
環境の構成要素の良好な状態の保持 (大気汚染・騒音・振動防止への配慮等)	騒悪水地地土水樹雨音臭質形盤壌利林水	振状濁地下染のの水動況の質のの状状の状状況状の	况伏况伏况况(分况况)现(况),现(况),现(现),现(现),现水布流日况,现外。)。	兄生を移った、海発・地発工性、発の生地下生業等水	生状源質水源用)利源況のの揚状水・用の水池のの場が、	苦苦兄犬犬等也 犬精等、況)下 況	生状況等 造等) ) の利用*	<b>大況等</b> )
環境への負荷の低減 (廃棄物の発生抑制、リ サイクル、地球温暖化 防止等)	廃棄物 温室効 省資源	等の状況  果ガス <sup>©</sup>  、省エ	兄(発生! 等の状況 ネルギー の活用状	量、再 !(排出: の状況	資源化量 量の状況	 量、処:2	分量の∜ な	ŕ
生物多様性の確保及び 自然環境の体系的保全 (自然環境の保全)	動物の	状況(生	i物相、標 :息・分 (注目種:	布状況	等)	の動植り	物との相 な	目互関係等) ど
快適環境の保全・創造 (快適環境、歴史的景観、 文化財等)	野外レ	クリエ・	· 勝地、f ーション 兄(史跡	地の状	忧況		ŕ	才等の状況) ど

備考1)「環境要素の区分」(以下、「環境要素区分」という。)は、環境影響評価技術指針(ふるさと 環境条例第200条)に定める「環境要素の区分」を引用したもの。

備考2)「環境特性把握事項」は、同技術指針に定める地域概況の調査項目を準用したもの。

備考3)環境特性把握事項に関連して、事業を実施する区域の人口や、産業、交通、土地利用、気象、水象、法令に定める指定地域等(用途地域、砂防指定地、保安林、地滑り防止区域、自然公園、鳥獣保護区、水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定、騒音・振動規制地域等)の把握に努めること。

# 環境配慮の検討にあたっての考え方

環境配慮の検討にあたっては、環境影響の回避を最優先する必要があります。 回避が難しい場合は環境影響の低減の検討を行い、必要に応じて代償の措置の検 討を行っていく必要があります。

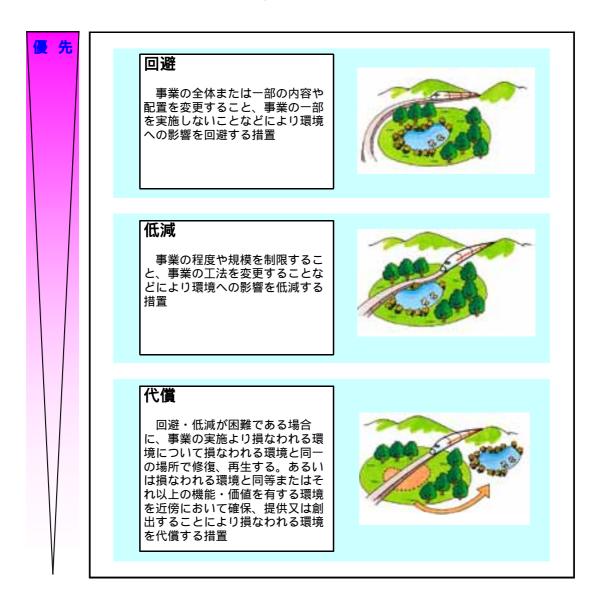


図3 環境配慮の検討にあたっての考え方